

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁業振興課
◎ 公 告	
・落札者等	スマート県庁推進課
・大規模小売店舗の変更の届出	経営支援課
・大規模小売店舗の変更事項届出(2件)	〃
・県営土地改良事業変更計画の決定(3件)	農村整備課
・測量の実施(2件)	建設企画課
・測量の終了(2件)	〃
◎ 公安委員会告示	
・乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について	交通規制課

告 示

長崎県告示第303号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

大村市加入区

公 告

落札者等(公示)

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 借上物品等の名称及び数量
内部ファイアウォールの賃貸借及び保守 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部スマート県庁推進課(情報基盤班)
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 3 契約方法

- 一般競争入札
- 4 落札決定日
令和4年3月11日
 - 5 落札者
長崎県長崎市西坂町2-7 チョーコー会館ビル3階
株式会社 九州テン 長崎支店 支店長 永田 和彦
 - 6 落札価格
33,480,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
 - 7 入札公告日
令和4年1月28日
 - 8 落札方式
最低価格

大規模小売店舗の変更の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ時津店資材館
長崎県西彼杵郡時津町日並郷2195番
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,488平方メートル
(変更後) 2,887平方メートル
 - イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 建物南西側16台
(変更後) 建物南西側37台
 - ② 駐車場の出入口の位置
(変更前) 建物北西側1箇所
(変更後) 建物西側1箇所
- (4) 変更の年月日
令和4年11月19日

2 届出年月日

令和4年3月18日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、時津町建設部産業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン早岐

長崎県佐世保市広田三丁目1番1号 外28筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

西肥自動車株式会社

長崎県佐世保市白南風町8番17号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）マックスバリュ九州株式会社

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

代表取締役 築城 政雄

外 6店

（変更後）イオン九州株式会社

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

代表取締役 柴田 祐司

外 3店

(4) 変更の年月日

平成28年5月24日 外

2 届出年月日

令和4年3月10日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン早岐

長崎県佐世保市広田三丁目1番1号 外28筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

西肥自動車株式会社

長崎県佐世保市白南風町8番17号

(3) 変更しようとする事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

イオン九州株式会社 午前10時

(変更後)

イオン九州株式会社 午前6時

(4) 変更の年月日

令和4年3月11日

2 届出年月日

令和4年3月10日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、松浦地区県営土地改良事業計画（ため池整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）

松浦地区県営土地改良事業変更計画書

2 縦覧期間

令和4年4月5日から令和4年5月9日まで

3 縦覧場所

松浦市役所農林課

佐世保市役所農林水産部農林整備課

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、福島2期地区県営土地改良事業計画（ため池整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して

6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）
福島2期地区県営土地改良事業変更計画書
- 縦覧期間
令和4年4月5日から令和4年5月9日まで
- 縦覧場所
松浦市役所農林課

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、流矢地区県営土地改良事業計画（ため池整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業）
流矢地区県営土地改良事業変更計画書
- 縦覧期間
令和4年4月5日から令和4年4月25日まで
- 縦覧場所
平 日：佐世保市役所農林水産部農林整備課
土日祝日：佐世保市役所守衛室（北口管理人室）

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（国土広域情報 修正）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県全域	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県全域	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎河川国道事務所大村維持出張所長から公共測量（1級基準点測量・2級基準点測量・3級基準点測量・3級水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市	令和4年3月17日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量及び水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県 諫早市高来町、雲仙市吾妻町	令和4年3月22日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第17号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、西海市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和4年4月5日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
亀岳（長崎方面）	西海市西彼町喰場郷133番地先	西海市と運行契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間	令和4年3月18日付関係者間

亀岳（佐世保方面）	西海市西彼町喰場郷134番地先	自動車運送事業（道路運送法 施行規則第3条の3第3号 に規定する区域運行に限 る。）の用に供する自動車 （乗車定員11人未満）（通 称「さいかいスマイルワゴ ン」）に限る。	内に限るものとする。	で合意
大串（長崎方面）	西海市西彼町大串郷1913番地17先			
大串（佐世保方面）	西海市西彼町大串郷1908番地先			
生長の家前（長崎方面）	西海市西彼町喰場郷1336番地先			
生長の家前（佐世保方面）	西海市西彼町喰場郷1336番地先			
西海橋西口（長崎方面）	西海市西彼町小迎郷89番地先			
西海橋西口（佐世保方面）	西海市西彼町小迎郷89番地先			
二股（長崎方面）	西海市西彼町喰場郷106番地先			
二股（佐世保方面）	西海市西彼町喰場郷106番地先			
二股（宮浦方面）	西海市西彼町喰場郷106番地先			
白似田（長崎方面）	西海市西彼町白似田郷2162番地先			
白似田（佐世保方面）	西海市西彼町白似田郷2162番地先			
峰口（長崎方面）	西海市西彼町白似田郷2037番地先			
峰口（佐世保方面）	西海市西彼町白似田郷2037番地先			
太田和（大串方面）	西海市西海町太田和郷1013番地先			
太田和（大瀬戸方面）	西海市西海町太田和郷1013番地先			
太田和港（大串方面）	西海市西海町太田和郷3296番地7先			
太田和港（大瀬戸方面）	西海市西海町太田和郷3288番地2先			
鳥崎（太田和方面）	西海市西海町七釜郷1886番地1先			

鳥崎（大瀬戸方面）	西海市西海町七釜郷1886番地1先
川内（大串方面）	西海市西海町川内郷1250番地先
川内（大瀬戸方面）	西海市西海町川内郷1250番地先
池の川（大串方面）	西海市西海町川内郷947番地3先
池の川（大瀬戸方面）	西海市西海町川内郷947番地3先
北小学校前（大串方面）	西海市西海町横瀬郷池の原658番地先
北小学校前（面高方面）	西海市西海町横瀬郷池の原658番地先
徳万（黒瀬方面）	西海市大島町徳万郷2377番地4先
徳万（崎戸方面）	西海市大島町徳万郷2377番地4先
蠣の浦（大島方面）	西海市崎戸町蠣の浦郷1646番地4先
蠣の浦（崎戸方面）	西海市崎戸町蠣の浦郷1646番地4先
黒瀬入口（黒瀬方面）	西海市大島町黒瀬郷638番地2先
黒瀬入口（崎戸方面）	西海市大島町黒瀬郷638番地2先
崎戸本郷（大島方面）	西海市崎戸町本郷1026番地先
崎戸本郷（崎戸方面）	西海市崎戸町本郷1026番地先
蠣の浦棧橋（大島方面）	西海市崎戸町蠣の浦郷1791番地14先
蠣の浦棧橋（崎戸方面）	西海市崎戸町蠣の浦郷1791番地14先
大島郵便局前（黒瀬方面）	西海市大島町1850番地2先
大島郵便局前（崎戸方面）	西海市大島町1850番地2先

間瀬（県道）（黒瀬方面）	西海市大島町1894番地2先
間瀬（県道）（崎戸方面）	西海市大島町1894番地2先
間瀬（郵便局前経由）（黒瀬方面）	西海市大島町1894番地2先
間瀬（郵便局前経由）（崎戸方面）	西海市大島町1894番地2先
東徳万（黒瀬方面）	西海市大島町間瀬郷1918番地13先
東徳万（崎戸方面）	西海市大島町間瀬郷1918番地13先
蛤（黒瀬方面）	西海市大島町蛤郷3164番地6先
蛤（崎戸方面）	西海市大島町蛤郷3164番地6先
黒瀬農協前	西海市大島町黒瀬郷273番地先
真砂町（黒瀬方面）	西海市大島町間瀬先郷1812番地2先
真砂町（崎戸方面）	西海市大島町間瀬先郷1812番地2先
太田尾（黒瀬方面）	西海市大島町太田尾郷4558番地先
太田尾（崎戸方面）	西海市大島町太田尾郷4558番地先
大島営業所前（黒瀬方面）	西海市大島町馬込郷1616番地3先
大島営業所前（崎戸方面）	西海市大島町馬込郷1616番地3先
田ノ浦（黒瀬方面）	西海市大島町塩田郷7035番地3先
田ノ浦（崎戸方面）	西海市大島町塩田郷7035番地3先
雪の浦（長崎方面）	西海市大瀬戸町雪浦下郷1312番地3先
雪の浦（板浦方面）	西海市大瀬戸町雪浦下郷1312番地3先

白西平	西海市大瀬戸町瀬戸下山郷282番地先
白浜（国道）（板浦方面）	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷411番地16先
白浜（国道）（長崎方面）	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷411番地16先
白浜（県道）（大串方面）	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷411番地16先
白浜（県道）（板浦方面）	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷411番地16先
岳集会所前	西海市大瀬戸町雪浦小松郷1368番地先
西浜（板浦方面）	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷82番地先
西浜（長崎方面）	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷82番地先
櫛の浦（板浦方面）	西海市大瀬戸町瀬戸櫛浦郷2278番地61先
櫛の浦（長崎方面）	西海市大瀬戸町瀬戸櫛浦郷2278番地61先
集荷場前（幸物方面）	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷1517番地先
集荷場前（板浦方面）	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷1517番地先
下山（大串方面）	西海市大瀬戸町瀬戸下山郷684番地1先
下山（板浦方面）	西海市大瀬戸町瀬戸下山郷684番地1先
紫雲山登り口（板浦方面）	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1133番地先
紫雲山登り口（長崎方面）	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1133番地先
西海市役所前（板浦方面）	西海市大瀬戸町瀬戸櫛浦郷2278番地66先
西海市役所前（長崎方面）	西海市大瀬戸町瀬戸櫛浦郷2278番地66先
白藤橋	西海市大瀬戸町瀬戸下山郷263番地1先

東浜（板浦方面）	西海市大瀬戸町東濱郷316番地先		
東浜（長崎方面）	西海市大瀬戸町東濱郷316番地先		

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト